

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
草木ダム水質自動観測装置修理 (群馬県みどり市東町座間地先) 平成24年8月27日～平成24年10月12日 電気工事	分任契約職 草木ダム管理所長 小川 浩(群馬県みどり市東町)	平成24年10月9日	(株)鶴見精機 (神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央)	草木ダム管理所に設置されたダム水質保全設備である水質自動観測装置が、雷害により観測不能となった。洪水期・濁水状況下においては、水質観測が社会的な要請から、ダウン・欠測が許されないため早急に復旧する必要があり、当設備の製作・据付業者である当該業者と随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,843,000	3,607,800	93.9%	—	草木ダム管理所に設置されたダム水質保全設備である水質自動観測装置が、雷害により観測不能となった。洪水期・濁水状況下においては、水質観測が社会的な要請から、ダウン・欠測が許されないため早急に復旧する必要があり、当設備の製作・据付業者である当該業者と随意契約を行った。	13	
員井川取水工他施設保全工事 (三重県いなべ市藤原町) 平成24年9月21日～平成24年11月9日 土木一式工事	分任契約職 三重用水管理所長 嶺木 厚範(三重県三重郡菟野町大字菟野字飛越)	平成24年10月23日	森川建設(有) (三重県いなべ市藤原町)	9月の豪雨により、取水工施設3カ所に土砂流入等の被害が発生し、施設保全のため緊急に対策を講じる必要があった。当該業者は工事箇所の近傍に会社があり、三重用水の工事経験が多く施設を熟知しており、緊急対応の問い合わせに対し、実施可能との意思表示があり、迅速な修理対応が可能なおことから、随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,698,500	2,688,000	99.6%	—	9月の豪雨により、取水工施設3カ所に土砂流入等の被害が発生し、施設保全のため緊急に対策を講じる必要があった。当該業者は工事箇所の近傍に会社があり、三重用水の工事経験が多く施設を熟知しており、緊急対応の問い合わせに対し、実施可能との意思表示があり、迅速な修理対応が可能なおことから、随意契約を行った。	13	
会計監査人による平成24事業年度会計監査契約	契約職 副理事長 岩村 和平(埼玉県さいたま市中央区)	平成24年10月17日	あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸町)	独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。選任を求めるに当たっては、候補とされた監査法人に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準(基本的要件・監査実施体制・監査の実施方法・監査費用)に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、選任が行われているものである。 以上のように、この業務は企画・提案内容による競争が行われた結果の選任であり、契約の性質として競争を許すものではない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	28,035,000	—	—	独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。選任を求めるに当たっては、候補とされた監査法人に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準(基本的要件・監査実施体制・監査の実施方法・監査費用)に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、選任が行われているものである。 以上のように、この業務は企画・提案内容による競争が行われた結果の選任であり、契約の性質として競争を許すものではない。	1	

<p>斜面観測設備修理</p>	<p>分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)</p>	<p>平成24年10月10日</p>	<p>(株)オサシ・テクノス 九州支店 (福岡県福岡市博多区)</p>	<p>大山ダムにおいては、ダム堤体、貯水池斜面等の挙動について監視及び観測等を実施していたところであるが、斜面観測を実施している貯水池のシー42ブロックにおいて、7月4日未明、落雷により斜面監視装置の無線通信機及び地下水位計に障害が発生し、データ収集が不能となった。試験湛水期間中は貯水池斜面の孔内傾斜計及び地下水位計のデータについて、リアルタイムで管理所に設置されている収集装置に電送・蓄積し、そのデータから貯水池斜面の異常の有無を判断している。今回の通信機器障害は、貯水池の斜面観測及び管理に支障をきたしていることから、早急に復旧させる必要があった。障害の発生した通信機器はオサシ・テクノス製であり、株式会社オサシ・テクノスは障害発生状況の把握及び材料の入手について迅速な対応が可能であることから、緊急を要する場合の契約手続きにより依頼した。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)</p>	<p>—</p>	<p>1,732,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>大山ダムにおいては、ダム堤体、貯水池斜面等の挙動について監視及び観測等を実施していたところであるが、斜面観測を実施している貯水池のシー42ブロックにおいて、7月4日未明、落雷により斜面監視装置の無線通信機及び地下水位計に障害が発生し、データ収集が不能となった。試験湛水期間中は貯水池斜面の孔内傾斜計及び地下水位計のデータについて、リアルタイムで管理所に設置されている収集装置に電送・蓄積し、そのデータから貯水池斜面の異常の有無を判断している。今回の通信機器障害は、貯水池の斜面観測及び管理に支障をきたしていることから、早急に復旧させる必要があった。障害の発生した通信機器はオサシ・テクノス製であり、株式会社オサシ・テクノスは障害発生状況の把握及び材料の入手について迅速な対応が可能であることから、緊急を要する場合の契約手続きにより依頼した。</p>	<p>13</p>	
<p>丹生ダム本体他数量算出業務 (滋賀県長浜市余呉町坂口819番地) 平成24年10月17日～平成24年12月10日 設計業務</p>	<p>分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)</p>	<p>平成24年11月27日</p>	<p>日本工営(株)大阪支店 (大阪府大阪市北区西天満)</p>	<p>丹生ダム検証において算定したダム規模(A案、B案)に対するダム本体数量、掘削数量などの数量算定並びに図面作成を11月下旬に開催予定の第3回丹生ダム幹事会までにとりまとめる必要があり、短時間で算出を行うためには算出に必要な諸条件を熟知している必要がある。過年度までに当建設所においてダムサイト地形・地質、ダム本体設計などを多数手掛け、短期間で期待する成果の算出が可能である唯一の業者はアイドールエンジニアリング(株)であるが、同社は平成23年度に事業や業務実績、人員も含めて左記業者へ引継ぎ、清算したことから、左記業者が本業務を実施可能な唯一の業者と判断される。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>8,463,000</p>	<p>3,150,000</p>	<p>37.2%</p>	<p>—</p>	<p>丹生ダム検証において算定したダム規模(A案、B案)に対するダム本体数量、掘削数量などの数量算定並びに図面作成を11月下旬に開催予定の第3回丹生ダム幹事会までにとりまとめる必要があり、短時間で算出を行うためには算出に必要な諸条件を熟知している必要がある。過年度までに当建設所においてダムサイト地形・地質、ダム本体設計などを多数手掛け、短期間で期待する成果の算出が可能である唯一の業者はアイドールエンジニアリング(株)であるが、同社は平成23年度に事業や業務実績、人員も含めて左記業者へ引継ぎ、清算したことから、左記業者が本業務を実施可能な唯一の業者と判断される。</p>	<p>13</p>	
<p>安曇川沖総合自動観測所消火設備復旧業務</p>	<p>分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)</p>	<p>平成24年11月22日</p>	<p>能美防災(株)京都支社 (京都府京都市南区)</p>	<p>平成24年9月26日に、安曇川沖総合自動観測所に設置しているハロン消火設備が作動しハロンガスが噴出した。当該設備は、安曇川沖総合自動観測所で火災が発生した場合に、被害を最小限に抑えるための重要設備で、早急にハロンガス補充等を実施し機能を復旧させる必要があり、当該業者は該設備のシステム構成と放出後の現状を熟知し早期機能復旧が可能であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)</p>	<p>—</p>	<p>3,255,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成24年9月26日に、安曇川沖総合自動観測所に設置しているハロン消火設備が作動しハロンガスが噴出した。当該設備は、安曇川沖総合自動観測所で火災が発生した場合に、被害を最小限に抑えるための重要設備で、早急にハロンガス補充等を実施し機能を復旧させる必要があり、当該業者は該設備のシステム構成と放出後の現状を熟知し早期機能復旧が可能であるため</p>	<p>13</p>	

平成24年度 レーダ雨量計修繕工事 (三重県三重郡菟野町大字菟野字藤内壁8501番地、岐阜市忠節町五丁目1番地、三重県桑名市播磨字沢南81番地、愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号) 平成25年1月4日～平成25年11月30日 電気工事	契約職 中部支社長 勝山達郎 (愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1)	平成24年12月14日	国土交通省中部地方整備局 (名古屋市中区三の丸二丁目5番1号)	本業務は、木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要なレーダ雨量計の修繕工事を行うものであり、「レーダ雨量計の設置に関する協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。 なお、国土交通省中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)	12,042,228	12,042,228	100.0%	—	本業務は、木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要なレーダ雨量計の修繕工事を行うものであり、「レーダ雨量計の設置に関する協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。 なお、国土交通省中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。	1	
平成24年度豊川用水二期事業石綿管除去対策白須賀支線に係る業務 (静岡県湖西市白須賀外) 平成24年12月14日～平成25年3月32日 土木一式工事	契約職 中部支社長 勝山達郎 (愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1)	平成24年12月28日	静岡県 (静岡県静岡市葵区追手町9番6号)	静岡県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である静岡県に委託して施行する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	90,000,000	90,000,000	100.0%	—	静岡県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき関連事業主体である静岡県に委託して施行する。	4	
無線申請照会相談業務 (香川県高松市天神前10番1号) 平成24年12月13日～平成25年1月31日 電通設備調査設計	契約職 吉野川局長 藤田乾一 (香川県高松市天神前)	平成24年12月12日	(一社)電波産業会 (東京都千代田区霞が関)	電波法第102条の17及び総務省令の電波法に規定する指定機関を指定する省令第4条において、無線局の開設・変更等に係る無線申請に必要な回線設計、混信に関する調査などの照会相談業務を行うことができる者として、指定を受けている唯一の法人であり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	1,176,000	1,176,000	100.0%	—	電波法第102条の17及び総務省令の電波法に規定する指定機関を指定する省令第4条において、無線局の開設・変更等に係る無線申請に必要な回線設計、混信に関する調査などの照会相談業務を行うことができる者として、指定を受けている唯一の法人であり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	1	
地震記録データベース改造業務	契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市中央区)	平成24年12月12日	富士通エフ・アイ・ピー (株) (東京都港区芝浦)	本件は、東日本大震災以降地震が頻発していることにより、地震に係るデータが増大しており、そのデータ量に対応するため、現在使用しているデータベースの改造を行うものである。 現在のデータベースは、契約の相手方となる富士通エフ・アイ・ピー(株)が過去に製作・販売し、著作権を有するパッケージソフトウェア(現在は販売は終了している)であり、これを改造するにはプログラム構成を熟知し、かつソフトウェアを改造する権利を有している必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,465,000	—	—	本件は、東日本大震災以降地震が頻発していることにより、地震に係るデータが増大しており、そのデータ量に対応するため、現在使用しているデータベースの改造を行うものである。 現在のデータベースは、契約の相手方となる富士通エフ・アイ・ピー(株)が過去に製作・販売し、著作権を有するパッケージソフトウェア(現在は販売は終了している)であり、これを改造するにはプログラム構成を熟知し、かつソフトウェアを改造する権利を有している必要があるため。	12	
荒川連絡水道専用水路管内排水工事 (埼玉県さいたま市浦和区大原地内他) 平成24年9月20日～平成24年12月15日 その他の工事	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成24年12月13日	地建興業(株)関東営業所 (埼玉県さいたま市大宮区吉敷町)	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	6,174,000	5,975,693	96.8%	—	災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないため	13	

矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路 (共用区間)除雪委託 群馬県利根郡みなかみ町藤原字矢 木沢地内 平成24年12月16日～平成25年3月31 日	分任契約職 沼田総合管理 所長 薬師寺 公文(群馬県 沼田市上原町)	平成24年12月14日	東京電力(株)群馬支店洪川 支社 (群馬県洪川市石原)	「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する 協定書」第4条第1項による	12,195,559	12,195,559	100.0%	—	「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する 協定書」第4条第1項による	12	
土木工事等積算システム改良他業務 (埼玉県さいたま市中央区) 平成24年12月18日～平成25年3月22 日 設計業務	契約職 副理事長 岩 村和 平(埼玉県さいたま市中央 区)	平成24年12月17日	(一財)日本建設情報総合セ ンター (東京都港区赤坂)	本業務の契約相手方として、業務遂行上 の条件を満たす当該業者を契約の予定 者とし、当該業者以外の者で本業務に必 要な条件を満たし参加意志のある者の有 無を確認するための公募を実施したところ 参加の応募者はいなかった。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4条第 2項第一号)	12,768,000	12,768,000	100.0%	—	本業務の契約相手方として、業務遂行上 の条件を満たす当該業者を契約の予定者 とし、当該業者以外の者で本業務に必要 な条件を満たし参加意志のある者の有無 を確認するための公募を実施したところ参 加の応募者はいなかった。	12	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12